

携帯電話等使用での

## ながら運転 厳罰化!

改正道交法 令和元年12月1日 施行

**走行中、携帯電話等を手で持って通話したり、画像を注視すると**

- ▶ 罰 則… 6月以下の懲役または10万円以下の罰金
- ▶ 違反点… 3点
- ▶ 反則金… 大型 25,000円  
 普通 18,000円  
 二輪 15,000円  
 原付 12,000円



**携帯電話等を使用して自動車等を運転し、交通事故を起こすなどすると**

- ▶ 罰 則… 1年以下の懲役または30万円以下の罰金
- ▶ 違反点… 6点
- ▶ 反則金… なし (即、罰則適用)



## 飲酒運転の根絶!

年末だけではなく、1月も新年会などで飲酒の機会が増えます。

飲酒運転を

「しない・させない・許さない」環境づくりをしましょう。



## 積雪・凍結時の交通事故防止!

- 1 冬用タイヤ・チェーン等の準備
- 2 「急」がつく運転はしない
- 3 エンジンブレーキの活用
- 4 自動車・タイヤの性能を過信しない



## 呉警察署管内・交通事故発生状況

	令和元年	平成30年	対前年比	
人 傷 事 故 ( 件 )	196	223	-27	-12.1%
死 者 ( 人 )	5	1	4	400.0%
負 傷 者 ( 人 )	238	259	-21	-8.1%

※令和元年11月30日現在の統計数値です